

HSE株式会社及び荒川電工株式会社「(仮称)三方山風力発電事業 計画段階環境
配慮書」に対する意見について

令和4年12月6日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)三方山風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、HSE株式会社及び荒川電工株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 高知県吾川郡仁淀川町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大58,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和4年 9月20日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年11月21日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年12月 6日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

HSE株式会社及び荒川電工株式会社「(仮称)三方山風力発電事業 計画段階環境配慮書」 に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。この

ため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ることで等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、河川、沢筋及び取水地点からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えることで等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取ることで等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定された土砂崩壊防備保安林、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改

変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺には、サシバの集団飛来地が存在しており、サシバ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、これら渡り鳥への重大な影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回（植生調査）において植生自然度が高いとされたシキミーモミ群集等の植生や、森林法に基づき指定された保安林等が存在していることから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。